

明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則

平成23年3月31日規則第9号

改正 平成24年6月25日規則第29号

平成26年3月31日規則第28号

平成28年3月28日規則第9号

平成30年3月26日規則第50号

令和2年3月30日規則第21号

令和5年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第7条の3第2項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し行う支援金の支給及び資金の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「犯罪行為」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為（以下「国内犯罪行為」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第1項に規定する国外犯罪行為（以下「国外犯罪行為」という。）をいう。

2 この規則において「犯罪被害」とは、国内犯罪行為による死亡又は重傷病（当該犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となるものを含む。）及び国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3 この規則において「重傷病」とは、療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。

4 この規則において「障害」とは、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第2条第4項に規定する障害をいう。

5 この規則において「市民」とは、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者その他これに類する者と

して市長が認める者をいう。

6 この規則において「犯罪被害者である市民」とは、犯罪被害を受けた者であって当該犯罪被害を受けたとき市民であったものをいう。

7 前各項に定めるもののほかこの規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(支援金の種類等)

第3条 条例第7条第1項に規定する支援金（以下「支援金」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により市民が死亡した場合について60万円。ただし、既に次号に規定する重傷病等支援金を給付された者が、当該重傷病等支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては、40万円

(2) 重傷病等支援金 国内犯罪行為により市民が重傷病を負った場合又は国外犯罪行為により市民が障害を負った場合について20万円
(支援金の支給を受けることができる者)

第4条 支援金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって第6条第1項の規定による申請を行った日において市民であるもののうち次条第2項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(2) 重傷病等支援金 国内犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民及び国外犯罪行為により障害を負った犯罪被害者である市民

(遺族の範囲及び順位)

第5条 前条第1号に規定する遺族は、犯罪被害者である市民の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

- (2) 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 犯罪被害者である市民を故意に死亡させ、又は犯罪被害者である市民の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 4 前3項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支援金の支給の申請)

第6条 支援金の支給の申請をしようとする者は、明石市犯罪被害者等支援金支給申請書並びに明石市犯罪被害者等支援金支給に係る確約書及び情報提供同意書に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができる」と認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 遺族支援金 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- ウ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに市民であったことを証する住民票の写しその他証明書
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病等支援金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の負傷若しくは疾病又は障害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

イ 前号ウ及びエに掲げる書類

2 前項の場合において、次に掲げる場合は、第1順位遺族又は犯罪被害者である市民の扶養義務者が代理して申請することができる。

(1) 第1順位遺族又は犯罪被害者である市民が精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者である場合その他正当な理由がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか第1順位遺族又は犯罪被害者である市民が申請することが困難であると市長が認める場合

3 第1項の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病若しくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病若しくは障害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の支給制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないものとする。

(1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき。

(2) 他の地方公共団体から支援金と同種のものの支給を受けたことがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給をすることが社会通念上適切でないときと市長が認めるとき。

(支援金の支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定し、明石市犯罪被害者等支援金審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給の請求)

第9条 前条に規定する通知により支給決定を受けた申請者は、明石市犯罪被害人等支援金請求書を市長に提出して、支援金を請求するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるとき又は支援金の支給後において、第7条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、支援金の支給の決定を取り消し、支援金をその者から返還させることができる。

(資金の貸付けを受けることができる者)

第11条 条例第7条の3第1項に規定する資金の貸付け(以下「貸付け」という。)を受けることができる者は、次の各号に掲げる犯罪被害人である市民の区分に応じ、当該各号に定める者であって第15条第1項の規定による申請を行った日において市民であるものとする。

(1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害人である市民 当該死亡した犯罪被害人である市民の遺族(第5条第1項各号に掲げる者をいう。)

(2) 国内犯罪行為により重傷病を負い、又は国外犯罪行為により障害を負った犯罪被害人である市民 次のア又はイに掲げる者

ア 当該重傷病又は障害を負った犯罪被害人である市民

イ 当該重傷病又は障害を負った犯罪被害人である市民であって貸付けの請求時において市民であるものの配偶者又は扶養義務者

2 前項第2号イの場合において犯罪被害人である市民の配偶者又は扶養義務者が貸付けを受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 犯罪被害人である市民が精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者であることその他正当な理由がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか犯罪被害人である市民に貸付けを行うことが適当でないと市長が認める場合

3 同一の犯罪被害につき、既に貸付けを受けた者には、重ねて貸付けを行わないものとする。同一の犯罪被害につき、他に貸付けを受けた者がいるときも同様とする。

第12条 削除

(貸付金の限度額)

第13条 貸付金の額は、一の犯罪被害につき、1万円を単位として、50万円を限度とする。

(貸付けの条件等)

第14条 貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付利息及び延滞利息 無利子とする。

(2) 償還期間 貸付けを行った日の属する月の翌月から起算して42月以内に償還するものとする。

2 市長は、貸付けを受けた者がやむを得ない理由により貸付金の償還が困難となったと認められる場合は、償還の期限を延長することができる。

(貸付けの申請)

第15条 貸付けの申請をしようとする者は、明石市犯罪被害者等貸付金借入申請書並びに明石市犯罪被害者等貸付金借入に係る確約書、情報提供同意書及び明石市犯罪被害者等貸付金使途内訳書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 犯罪被害者である市民が死亡し、その配偶者又は扶養義務者であったものが貸付けの申請をしようとする場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者が貸付けの申請をしようとする場合（前号に該当する場合を除く。） 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の負傷若しくは疾病又は障害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

イ 前号イからエまでに掲げる書類

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ 第1号ウ及びエに掲げる書類

2 前項の申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(貸付けの決定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、貸付けの適否を決定し、明石市犯罪被害者等貸付金貸付けに係る審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第17条 前条に規定する通知により貸付けの決定を受けた申請者は、明石市犯罪被害者等貸付金借用証書を市長に提出して、貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第18条 第7条の規定は、貸付けをする場合において準用する。この場合において、同条中「支援金の支給」とあるのは「貸付け」と読み替えるものとする。

(貸付金の返還)

第19条 市長は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消し、直ちに貸付金を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき。

(2) その他市長が貸付けを不相当と認めたとき。

2 市長は、貸し付けた後において前条の規定により読み替えて適用する第7条の規定により同条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、貸付けの決定を取り消し、直ちに貸付金をその者から返還させることができる。

(償還方法の変更)

第20条 借受人が、明石市犯罪被害者等貸付金貸付けに係る審査結果通知書による通知の内容のうち、償還方法の変更を希望する場合は、明石

市犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、償還方法の変更の適否を決定し、明石市犯罪被害者等貸付金償還方法変更に係る審査結果通知書により借受人に通知するものとする。

(借受人に関する事項の変更の届出)

- 第21条 借受人に関する事項に変更が生じたときは、当該借受人は、明石市犯罪被害者等貸付金借入申込事項変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(補則)

- 第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、この規則の施行後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

附 則 (平成24年6月25日規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第28号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第50号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則及び第3条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助に関する規則(以下「第3条による改正後の規則」という。)第3条に規定する旅費の補助に係る規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等について適用し、施行日前に行われた犯罪

行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 3 0 日規則第 2 1 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る明石市犯罪被害者等の支援に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する支援金（以下「支援金」という。）について適用し、同日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る支援金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る条例第 7 条の 3 に規定する貸付金に係る保証人の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 3 0 日規則第 2 0 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則第 3 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等（明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。